

政令第二百二十四号

防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律施行令の一部を改正する政令

内閣は、防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律（昭和四十九年法律第一百一号）第九条第二項の規定に基づき、この政令を制定する。

防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律施行令（昭和四十九年政令第二百二十八号）の一部を次のように改正する。

第十五条第三号中「及び当該人口と当該関連市町村の同日の五年前の日における人口との比率」を削り、同条第四号中「割合」の下に「（飛行場等（法第九条第一項第一号に掲げる防衛施設又は第十三条第三号に掲げる防衛施設をいう。次号ア及び第六号において同じ。）に係る関連市町村にあつては、当該割合及び当該飛行場等に係る法第四条に規定する第一種区域の交付年度の四月一日現在における人口の当該第一種区域の同日現在における面積に対する割合）」を加え、同条第五号ア中「（法第九条第一項第一号に掲げる防衛施設又は第十三条第三号に掲げる防衛施設をいう。）」を削り、同条第六号を同条第七号とし、同条第五号の次に次の一号を加える。

六 特定防衛施設内において行われる航空機の地上での移動、航空機の整備その他の防衛省令で定める航空機の運用及び管理により生ずる音響（飛行場等にあつては、当該音響並びに当該航空機の運用及び管理により生ずる臭気）に起因する影響が大きいと認められる関連市町村におけるその影響の程度

附 則

この政令は、令和五年四月一日から施行する。